

静岡県観光振興財源検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 静岡県における持続可能な観光振興施策の実現に向けて、新たな観光振興財源に関する検討を進めるため、静岡県観光振興財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果について知事に報告する。

- （1）新たな観光振興施策等の実施にあたり必要となる財源のあり方に関する事項
- （2）その他観光振興財源の検討に関し必要と認められる事項

（委 員）

第3条 委員は、知事が委嘱する。

2 委員の数は、10名程度とする。

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとし、再任又は延長を妨げない。

（組 織）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は原則公開とする。ただし、委員会を公開することにより、公正かつ円滑な委員会の運営に支障が生ずると委員長が認めるときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、スポーツ・文化観光部観光政策課において処理する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月12日から施行する。